

一般社団法人弘前文化財保存技術協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人弘前文化財保存技術協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県弘前市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、文化財（これと同等の価値を有するものを含む。）、近代化遺産・近代化産業遺産（これらと同等の価値を有するものを含む。）町並み等の文化的所産に関する調査研究及び技術の研究を行い、文化的所産及びその伝統技術の次代への継承を図り、もって文化の振興に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 建造物に関する調査研究及び技術の研究並びにその保存修理のための設計監理、活用及び管理計画の策定。

(2) 遺跡の保存修理及び保存整備に関する調査研究並びに遺跡の保存に関する設計監理、活用及び管理計画の策定

(3) 文化財の保存及び公開の施設の用に供する建物（~~⌘~~塀、門、看板等の工作物を含む。）の設計監理並びに同施設の管理運営

(4) 文化財の技法調査、保存技術の改善並びに保存修理及び保存整備事業に関する知識の普及を図るため教育及び情報の提供

(5) 近代化遺産・近代化産業遺産の調査研究及びその保存修理のための設計監

理

(6) 町並み及び文化的景観の調査研究及び管理計画の策定

(7) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第2章 社員、賛助会員及び特別会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入 社)

第7条 正会員又は賛助会員として入社しようとする者は、当法人所定の入社申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに、正会員又は賛助会員となる。

(経費の支払義務)

第8条 社員及び賛助会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した「社員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・賛助会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の社員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・賛助会員名簿」に記載した住所又は社員若しくは賛助会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(退 社)

第10条 会員は、退社の1か月前までに当法人所定の退社届を提出することにより、任意に退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意するとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社役員総会は、全ての社員をもって構成する。

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、これを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、社員に対し招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、これに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第21条 当法人の理事の員数は、5名以上15名以内とする。

(理事の資格)

第22条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することができる

(監事の員数)

第23条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第24条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第25条 当法人に理事長1人、副理事長1人、専務理事1人、常務理事1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 理事長は、法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し、会務を総理する

4 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は、当法人の全般的な管理業務を担当し、

常務理事は、当法人の日常の業務を担当する。

- 5 理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、調査研究等の旅費及び日当（あらかじめ社員総会の承認を得て定める「旅費・日当規定」に定めるものに限る。）については、この限りではない。

第5章 理事会

(招 集)

第28条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、これ短縮することができる。

- ② 理事長はに事故又は支障があるときは、理事長からあらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、これを招集する。

(招集手続きの省略)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、これに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議を目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項の記載した議事録を作成、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第36条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ、同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第37条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の不配当)

第38条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の自由)

第39条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議

2. 社員が欠けたこと。
3. 合併(合併により当法人が消滅する場合)
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

